



安心して医療を受けられる環境の整備

1 地域における医療体制の確立

現状と課題

(1) 休日・夜間急患診療体制の充実

〔休日急患診療事業〕

突発不測の傷病者が、いつでも、どこでも、だれでも、症状に応じた適切な医療が受けられることは、区民の医療面での安心の確保につながります。現在、入院を必要としない軽症の救急患者に対応する初期救急医療^{*50}は区市町村が担い、入院を要する中等症、重症の患者に対する二次救急医療および生命危機を伴う重篤患者に対応する三次救急医療については東京都が担うという基本的な役割分担の下で、救急医療体制の体系的な整備が図られています。

現在の救急医療体制は、救急告示医療機関制度^{*51}を基本としています。区内では、平成22年4月1日現在、10か所の医療機関が救急告示医療機関（いわゆる救急病院・救急診療所）として認定され、毎日24時間、救急搬送患者に対応しています。さらに、これらを補完するため、入院を要しない程度の救急患者に対応する初期救急医療として、区は以下のような施設・体制を整備しています。

練馬休日急患診療所、石神井休日急患診療所

練馬つつじ歯科休日急患診療所、石神井歯科休日急患診療所

休日診療当番医療機関など - 医科6か所、接骨院3か所（休日、年末年始など）、
歯科1か所（年末年始および5月の連休）

練馬区休日・夜間薬局、石神井休日夜間薬局

入院を要する救急患者に対する二次救急医療および救命救急処置を行う三次救急医療については、東京都が整備していますが、練馬区では、区内の二次救急医療施設が不足していることを念頭に、既に誘致した日本大学医学部附属練馬光が丘病院（以下「日大練馬光が丘病院」といいます。）と順天堂大学医学部附属練馬病院（以下「順天堂練馬病院」といいます。）と基本協定を結び、両病院に積極的な二次救急医療実施を依頼しています。また、東京都の二次救急医療体制の補完として、心臓循環器救急医療を日大練馬光が丘病院に委託して実施しています。

しかし、区内の平成20年の救急搬送患者数は26,504人であり、そのうち6割弱が区外の医療機関に搬送されている状況です。区民からは身近な区内の医療機関での対応が求められており、区内の救急医療体制の充実に努める必要があります。

〔小児救急医療の充実〕

区では、初期救急医療のうち、小児科に対応できる医療機関が少なく、小児科の二次救急医療を実施している日大練馬光が丘病院への患者の過度な集中が見られました。このため、区では、平成13年6月1日から練馬休日急患診療所において練馬区夜間救急こどもクリニック事業を開始し、365日準夜帯の小児初期救急医療を実施しています。さらに、順天堂練馬病院は小児救急医療を重点医療として位置付けて、増加する小児救急患者の需要に対応しています。

核家族化の進展などを背景に、小児救急医療の需要が急速に高まっています。区は、練馬区医師会、日大練馬光が丘病院、順天堂練馬病院の小児科医師や実務担当者による「練馬区小児救急医療連絡協議会」を設置し、区の小児救急医療の今後のあり方などについて協議・検討しています。

(2) 医療機能連携^{※52}の推進

区民のだれもが身近な地域で症状にあった適切な医療を受けることができるようになるためには、健康管理や急性期の初期医療、慢性期の療養管理などのプライマリケア^{※53}を担う診療所などの「かかりつけ医」を中心として、高度な検査機器や入院治療機能を持つ病院など区内の医療機関が機能を分担しながら、それぞれ相互に連携を図り、体系的な医療供給システムを形成、充実していく必要があります。区では、従来からの取組を継続し、平成17年度から地域医療推進事業として、引き続き「かかりつけ医」の普及啓発に努めています。

区内では、病床などの医療資源が不足しており、既存の医療資源を有効活用して医療提供体制を充実させるためにも、医療機能連携の推進が必要です。練馬区医師会が中心となって、区、練馬区医師会、日大練馬光が丘病院、順天堂練馬病院の医療連携担当医師や実務担当者などによる「医療機能連携推進委員会」を開催し、地域医療の充実を図っています。

一方、「かかりつけ歯科医」を持ちにくい心身障害者（児）や在宅要介護高齢者への対応も、課題となっています。区では、平成7年度に区役所東庁舎内に練馬つつじ歯科休日急患診療所を設置し、心身障害者（児）や在宅要介護高齢者を対象とした歯科診療事業を実施しています。平成15年度からは、練馬区歯科医療連携推進事業（3年間の時限事業）を実施し、心身障害者などの「かかりつけ歯科医」の定着促進、専門歯科医療機関との連携推進など、練馬つつじ歯科休日急患診療所の事業の充実に努めました。

さらに、平成18年度からは、摂食・えん下リハビリテーション外来および訪問診療事業を開始し、摂食・えん下機能に障害のある方への診療を実施しています。区内には摂食・えん下診療を行う専門医療機関がなく、患者数は増加傾向であるため、診療日数などの見直しを定期的に行い、事業の拡充に努めています。また、「連絡調整委員会」を設置し、障害者の歯科診療の円滑かつ適切な実施を図っています。

第3章 施策の推進

安心して医療を受けられる環境の整備

(3) 入院医療体制の充実・確保

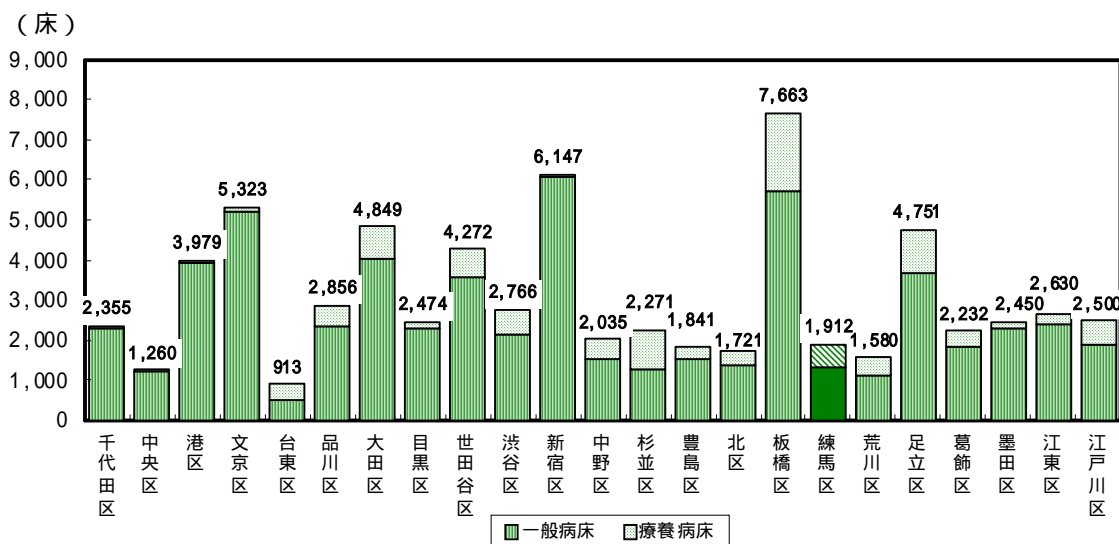
区内の一般病床と療養病床の合計病床数は1,912床(平成21年10月1日現在)で、人口10万人あたりでは276床であり、23区平均の827床の3分の1程度にとどまり、極端な病床不足の状態にあります。そのため、多くの区民が区外の医療機関に入院しており、患者家族の大きな負担となっています。(図-4-1-1、図-4-1-2参照)

平成20年3月改定の「東京都保健医療計画」では、練馬区・豊島区・北区・板橋区で構成される区西北部二次保健医療圏が病床不足圏域(=既存病床数が基準病床数に達しない状態)とされており、区において病床を整備することが可能となりました。ただし、同一の二次保健医療圏内に属する他区において病床の新設・増設が行われた場合、一転して区西北部二次保健医療圏で病床過剰となる可能性もあります。

区における入院医療体制の一層の充実を図るためには、基準病床数の動きを注視しながら、既存病院の増床や新病院の整備などにより、新たに病床を確保する必要があります。また、二次保健医療圏の見直しについて、引き続き、東京都へ働きかけていきます。

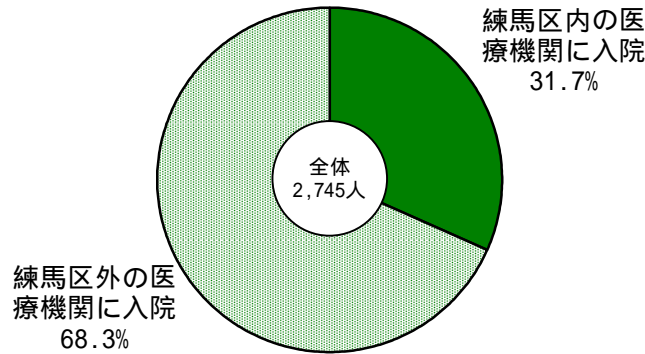
なお、新病院の整備にあたっては、救急・小児・周産期などの急性期医療を担う病院のほかに、急性期を脱した患者のための回復期リハビリテーション機能を持つ病院や療養病床を持つ病院の検討もしていきます。

図-4-1-1 東京23区内の病床数(一般病床と療養病床)



(出典：医療機関名簿(東京都福祉保健局)をもとに地域医療課にて作成(平成21年10月1日現在))

図 -4-1-2 練馬区民の入院先医療機関



(出典：練馬区国民健康保険情報(平成20年6月分)をもとに地域医療課にて作成)

(4) 医療従事者確保の支援

平成18年度の診療報酬改定に際して、7:1看護体制(1日を通じて看護師1人に対して患者7人以内の配置)の診療報酬体系が創設され、大規模急性期病院^{※54}を中心に、看護師の確保に向けた動きが激化しました。そのため、わが国全体で看護師が非常に不足する事態となり、現在でも依然として深刻な問題となっています。厚生労働省の発表によれば、平成22年12月の有効求人倍率は、全職業平均が0.56倍にとどまっているのに対し、看護分野では3.03倍と高い値を示しています。また、急速な少子高齢化の進展や医療技術の進歩などにより、看護を取り巻く状況も大きく変化しています。看護師の離職を防止し、働き続けられる職場をつくる必要があります。

看護師の確保に関する法制度としては、看護師等の人材確保の促進に関する法律および看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針がありますが、平成4年の制定から既に17年の歳月が経過し、現行法の見直しを求める意見が強くなっています。

看護師などの医療従事者の不足により、区内の医療機関が十分な医療体制を維持することが困難になります。都を中心として、看護師などの医療従事者を確保していますが、区としても側面支援を行っています。

第3章 施策の推進

安心して医療を受けられる環境の整備

(5) 災害時医療救護体制の構築

政府の地震調査研究推進本部の予測によると、むこう30年以内に南関東地域でマグニチュード7規模の地震が発生する確率は70%程度とされています。区における災害対策については、「練馬区地域防災計画」が災害の予防から復興までの、区をはじめとした防災関係機関などがとるべき対応を定めています。同計画では、初動期の医療救護体制について、練馬区医師会、練馬区歯科医師会、練馬区薬剤師会、練馬区柔道接骨師会による医療救護班が軽症患者治療を行う場所として、区内中学校など12か所を「医療救護所」に指定しています。さらに、重症および中等症患者治療を行う機関として、区内の19施設を「後方医療機関」に指定しています（平成22年4月1日現在）。

区は、平成18年度に、日大練馬光が丘病院と順天堂練馬病院の2大学病院、練馬区医師会、練馬区歯科医師会、練馬区薬剤師会、練馬区柔道接骨師会、東京都とともに「練馬区災害時医療救護体制検討委員会」の場で災害時医療救護体制について調査検討を行いました。その結果、2大学病院については、東京都が指定する災害拠点病院の機能を発揮しながら、区が指定する後方医療機関として重症者を治療する役割を担うこととし、これらの役割を実現していくために、施設などのハード面および人員配置などのソフト面に関する現状と課題に対する対策が整理されました。また同様に、医療救護体制全般についても、平常時の準備と災害時の医療救護対応の現状と課題に対する対策が整理されました。その上で、課題への対策については、短期・中期・長期の完了目標を定めるとともに、区および医療機関ごとの実施者が定められました。

現在、「練馬区災害医療運営連絡会」で引き続き検討が行われており、今後は災害時医療救護活動に係る対策を「練馬区地域防災計画」に反映させる予定です。

さらに、区内の医療機関および医療関係者と連携し、大規模地震などが発生した場合に被災者の治療を効果的に行うことができる災害時医療救護体制を構築していきます。

(6) 「地域医療計画」の策定

区の医療環境は、未だに多くの課題を抱えています。(3)で触れたように、人口に対する一般・療養病床が23区平均の3分の1に過ぎないため、その確保が必要です。さらに、(1)で触れたように、区内医療機関に救急搬送される割合が半分にも満たない状況から、救急医療体制を整える必要があります。また、高齢社会の進行に伴い、回復期リハビリテーション病床や療養病床を確保する必要もあります。さらに、小児医療や周産期医療の充実、医療・介護のネットワークづくり、医療連携の推進や地域医療において重要な役割を担う民間病院への支援など、課題が山積しています。

区民が安心して医療を受けられるようにするためには、これらの課題を一つひとつ克服し、急性期から回復期・維持期にわたって切れ目のない医療環境を整える必要があります。そのために、新病院整備などによる医療提供体制の構築や医療・保健・福祉の連携づくりなどを内容とする地域医療施策の基本となる、区独自の「地域医療計画」を策定します。

ア 休日・夜間急患診療体制の充実

施策の方向性

今後、高齢化の進展により救急患者の増加が予想され、そのために、引き続き休日・夜間急患診療事業の円滑な運営を行うとともに、区民需要の動向に合わせ、休日・夜間急患診療事業の充実に努めます。

また、区民への救急診療体制の周知と受診案内の充実に努めます。

小児救急医療の充実として、練馬区夜間救急こどもクリニック事業を継続するとともに、小児の二次救急医療を担う日大練馬光が丘病院や順天堂練馬病院との連携を推進します。

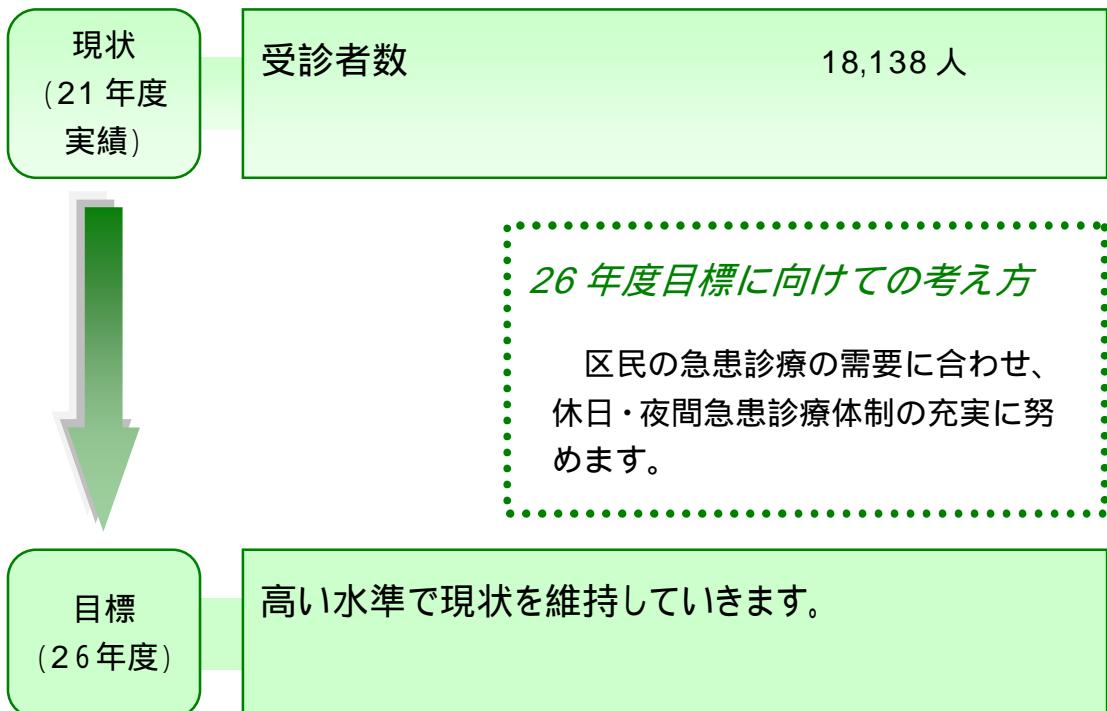
さらに、急変時の手当での仕方や、すぐに医療機関に受診が必要かどうかの判断の助けとなるような知識の普及についても充実に努めます。

重点事業

1 休日急患診療事業

休日の昼間および土曜日・休日の準夜帯に、練馬休日急患診療所・石神井休日急患診療所で休日急患診療を実施します。

(地域医療課)

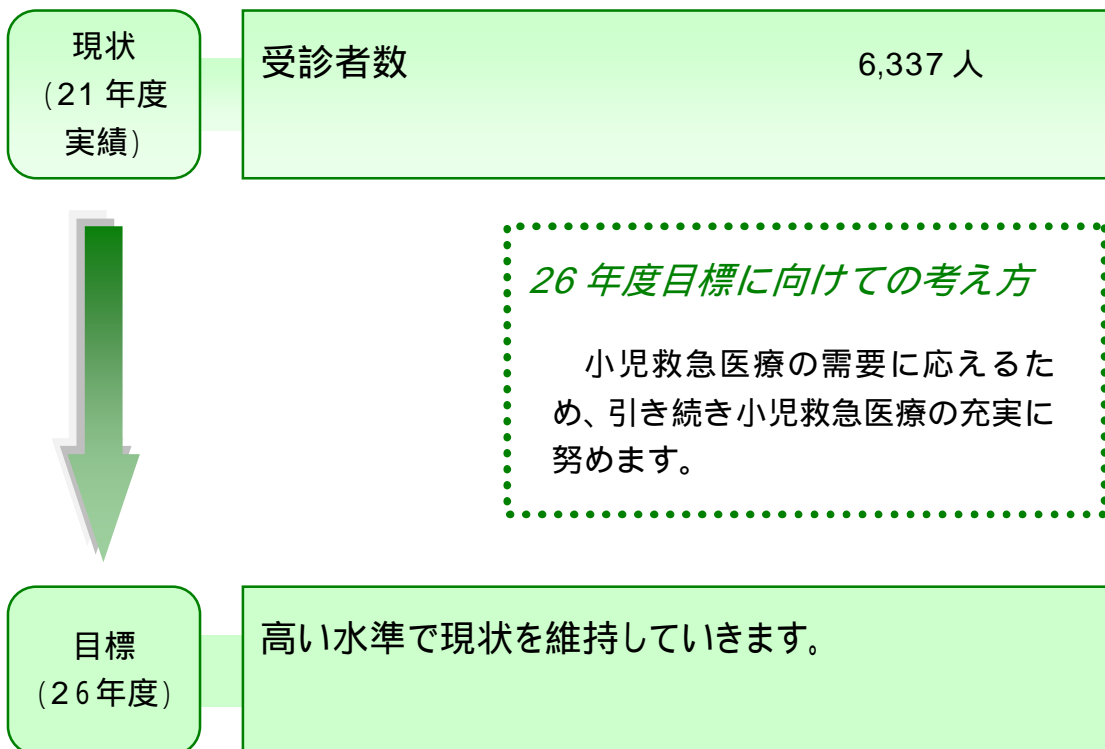


2

練馬区夜間救急こどもクリニック事業

365日毎準夜帯に、小児科専門医による小児初期救急医療を練馬休日急患診療所で実施します。

(地域医療課)



主な事業

	事業名	事業概要	所管
1	休日急患診療事業 (歯科)	練馬つつじ歯科休日急患診療所、石神井歯科休日急患診療所で休日急患診療を実施します。	地域医療課
2	休日夜間薬局運営事業	練馬区休日・夜間薬局、石神井休日夜間薬局で調剤業務を実施します。	地域医療課
3	休日柔道整復施術事業	区内3か所で、休日柔道整復施術事業を実施します。	地域医療課

イ 医療機能連携の推進

施策の方向性

区民に身近な「かかりつけ医」を中心として、診療所と病院とがそれぞれの機能分担と連携を図り、区民に適切な医療が提供されるよう、医療機能連携を促進します。

心身障害者などの「かかりつけ歯科医」の定着促進と歯科医療連携の推進を、引き続き図ります。

また、要介護高齢者の誤嚥性肺炎^{※55}の予防などに、口腔ケアと摂食・えん下機能回復の重要性が指摘されており、今後も事業の充実に努めます。

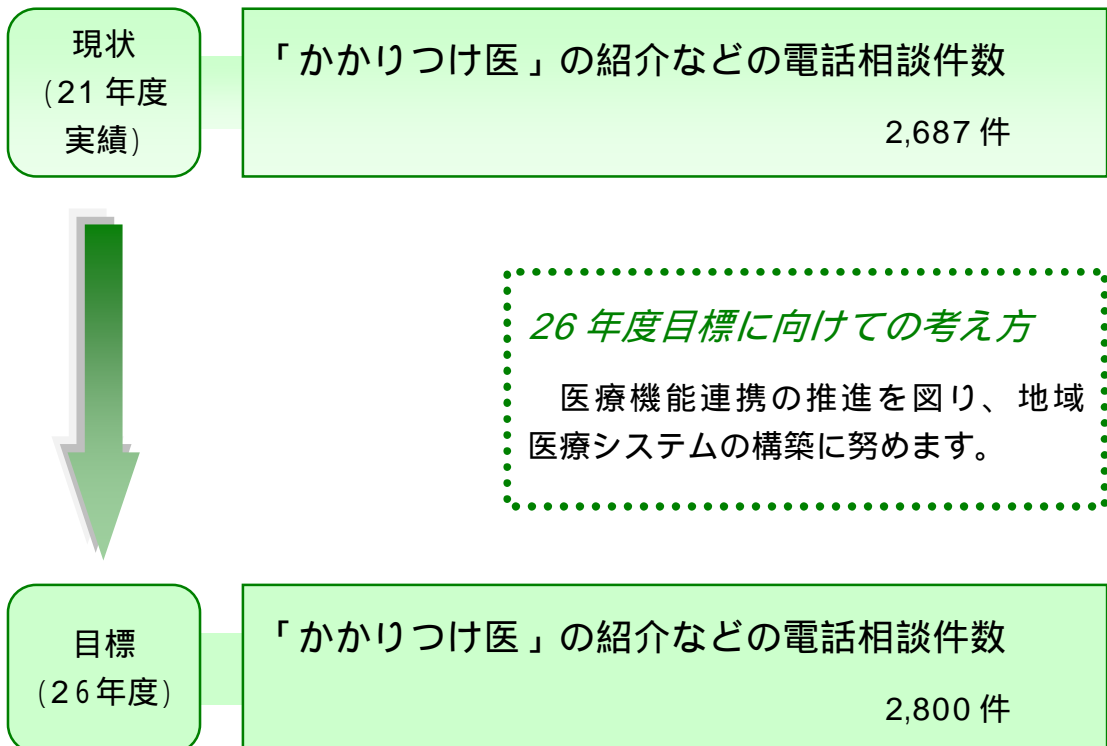
重点事業

1

地域医療推進事業補助

練馬区医師会の実施する医療連携センター運営事業、医療機能連携推進委員会運営事業など、地域医療推進のための事業に助成します。

(地域医療課)

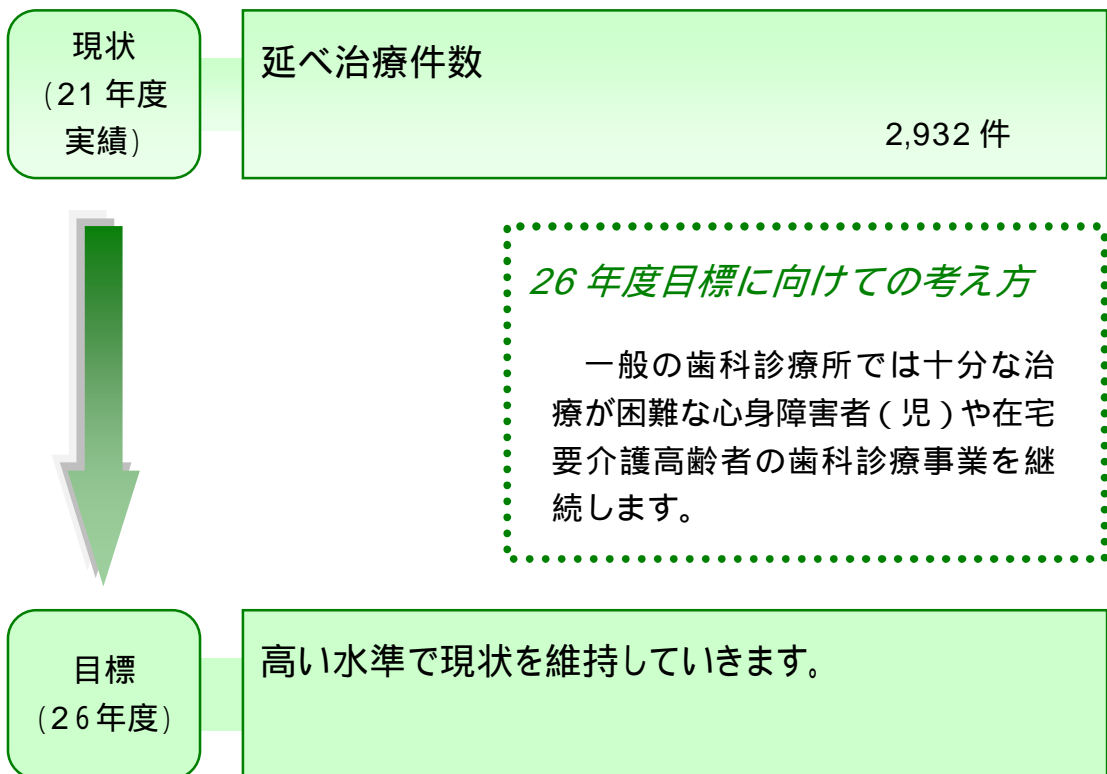


2

心身障害者（児）および在宅要介護高齢者歯科診療事業

練馬つつじ歯科休日急患診療所で、心身障害者（児）と在宅要介護高齢者に対する歯科診療を木曜日と土曜日に実施します。

（地域医療課）



主な事業

	事業名	事業概要	所管
1	摂食・えん下リハビリテーション外来および訪問歯科診療事業	摂食・えん下機能に障害のある心身障害者や在宅要介護高齢者に対して、練馬つつじ歯科休日急患診療所もしくは患者宅において摂食・えん下リハビリテーション診療を実施します。	地域医療課

ウ 入院医療体制の充実・確保

施策の方向性

練馬区病床確保・医療機能拡充検討委員会の報告を踏まえ、既存病院の増床や新病院整備に向けた検討を進めます。

また、入院医療体制の一層の充実を図るために、二次保健医療圏の見直しについて、引き続き東京都に働きかけます。

重点事業

1

病床確保対策事業

既存病院の増床や新病院の用地選定など、具体的な検討を進めます。

(地域医療課)

現状
(22年度
見込み)

既存病院の増築・増床や新病院整備を行うための調査
検討、および用地候補となる土地の事例検証をします。

26年度目標に向けての考え方

既存病院を増築するとともに、
新病院の整備を目指します。

目標
(26年度)

既存病院の病床を200床増やし、新病院整備のための工事に
着手します。

工 医療従事者確保の支援

施策の方向性

潜在看護師（かつて看護師であったが、育児や介護などにより職場を退職し、現在に至っている有資格者）に対し、練馬区医師会との連携により、就職説明会を開催することにより、再就職の支援を行います。

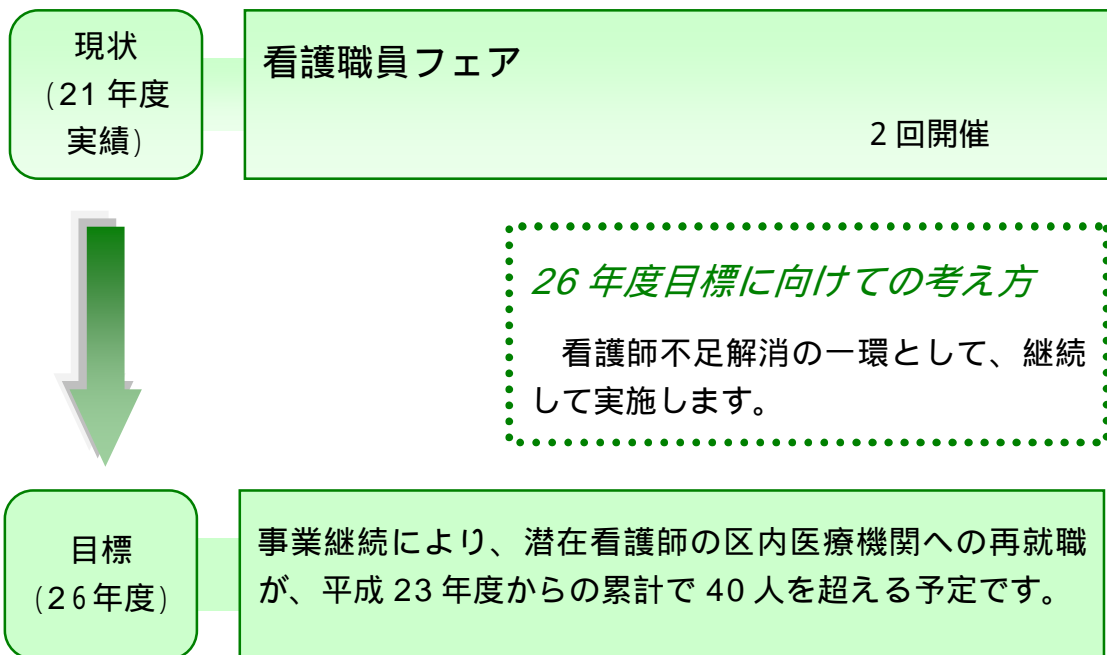
重点事業

1

医療従事者確保の支援

練馬区医師会と区の主催により、就職説明会を実施します。

（地域医療課）



オ 災害時医療救護体制の構築

施策の方向性

区が誘致した2大学病院である日大練馬光が丘病院、順天堂練馬病院を核とした災害時医療救護体制を、練馬区医師会、練馬区歯科医師会、練馬区薬剤師会、練馬区柔道接骨師会、2大学病院との協議・検討により構築していきます。

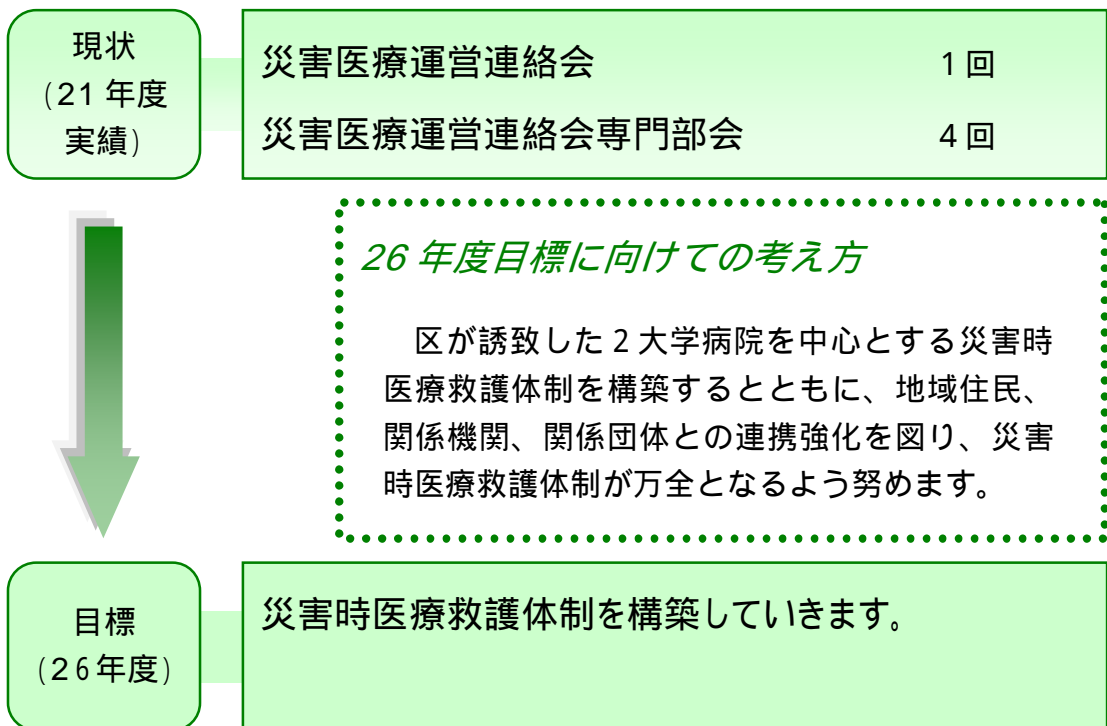
重点事業

1

災害時医療救護体制の構築

区内の医療機関および医療関係者などと連携し、区が誘致した2大学病院を核とした災害時の医療救護体制の構築をさらに推進します。

(地域医療課)



主な事業

	事業名	事業概要	所管
1	災害医療訓練	医療救護所などで実施するトリアージ ^{*56} を中心とした災害医療訓練を、災害対策医療衛生部(健康部職員で編成)として実施します。	地域医療課

力 「地域医療計画」の策定

施策の方向性

区民が安心して医療を受けられる医療環境を整えるために、将来を見通した医療提供体制の構築や医療・保健・福祉の連携づくりなどを内容とする「地域医療計画」を策定します。

重点事業

1

「地域医療計画」の策定

区民、学識経験者、区内の医療機関および医療関係者などと検討を重ね、23年度中に練馬区版の「地域医療計画」を策定します。

(地域医療課)

